

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和5年度から令和6年度にかけて、警察や病院から港南区役所に引継ぎがあった8体の引き取り手のないご遺体について、親族調査等が行きづまったものの、上司等への報告及び相談を行わなかったことにより、火葬手続きに遅延が生じ、葬祭業者に長期間保管を依頼する事態を発生させました。

なお、本件発生については、令和7年3月27日に港南区から記者発表しています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
港南区	事務職員	40代	減給10分の1 6箇月

※本処分については、令和8年9月4日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の1名を管理監督者処分としました。

- ・課長級1名 市長文書訓戒

お問合せ先	
人事課	Tel 045-671-4005